## 入札説明書

この入札説明書は、富山県営水力発電所6箇所の売電及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力 調達に係る条件付き一般競争入札に関し入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加す る者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかに するものである。

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名

富山県営水力発電所 6 箇所の売電及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力調達 (以下「本売電」という。)

(2) 内容

富山県企業局(以下「企業局」という。)が所有する富山県営水力発電所6箇所が発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全てを売電するものとし、売電した電力の一部を富山県庁舎(富山県本庁舎及び富山県議会議事堂をいう。以下「県庁舎」という。)及び和田川浄水場(以下「浄水場」という。)へ供給するものとする。なお、詳細は「富山県営水力発電所6箇所の売電に係る仕様書」、「富山県庁舎の電力調達に係る仕様書」及び「和田川浄水場の電力調達に係る仕様書」による。

(3) 契約期間

契約を締結した日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 電力受給期間(売電期間)

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで(1年間)

(5) 電力需給期間(電力調達期間)

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで(1年間)

- 2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)に関する事項
  - (1) 入札参加者の構成
    - ア 入札に参加できる者は、単独の企業とする。
    - イ 入札参加資格確認申請書の提出(以下「参加表明」という。)以降において、入札参加者が(2)の入札参加資格の条件を満たさなくなった場合、入札参加者は、8(1)ウに掲げる富山県企業局経営管理課管財係(以下「担当部署」という。)に速やかに通知しなければならない。
    - ウ 入札参加者及び当該入札参加者と資本又は人事等において一定の関連のある者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。)は、同時に当該他の入札参加者及び当該他の入札参加者から業務を委託又は請け負う者となることはできないものとする。
  - (2) 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

ア 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入 札参加資格者名簿に登載されている者であること。なお、当該名簿に登載されてい ない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明時までに、富山県における物 品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の申請がなされたうえで、 開札日の前日までに登載されていれば支障ないこととする。 なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和7年富山県告示第118号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者 としての登録を受けている者であること。
- ウ 令和6年度において、小売電気事業者として、電気の販売実績が「富山県営水力発電所6箇所の売電に係る仕様書」4(2)に示す予定売電電力量149,100,000kWh以上あること。
- エ これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに 督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づ き国からその事業者名を公表された事業者でない者であること。
- オ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- カー次のいずれにも該当しない者であること。
  - (ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - (4) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (カ) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用して いる者
  - (キ) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき民事再生手続き開始の申立てがなされている者
  - (ク) 本売電に係る発注者支援業務である「富山県営電気事業売電方法等調査検討業務委託」の受注者である、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社及びこの者と資本又は人事等において一定の関連のある者
  - (ケ) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から開札の日までの間において、富山県 の指名停止を受けている者

#### (3) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たす者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

また、同日において富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に 必要な資格の審査の申請がなされた者であっても、開札日の前日までに競争入札参加資 格者名簿に登載されていない場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出 しているときは、当該者の入札は無効とする。

## 3 入札説明書等

本売電のため開示する資料は、次のとおり((1)から(8)を総称して、以下「入札説明書等」という。)。

- (1) 入札公告
- (2) 入札説明書
- (3) 売電に係る仕様書
- (4) 富山県庁舎の電力調達に係る仕様書
- (5) 和田川浄水場の電力調達に係る仕様書
- (6) 様式集及び記載要領
- (7) 契約書 (案)
  - ア 電力受給契約 (案)
  - イ 富山県庁舎に係る電力需給契約(案)
  - ウ 和田川浄水場に係る電力需給契約(案)
- (8) 守秘義務対象資料

## 4 用語の定義

入札説明書等において、使用する主な用語の定義は以下のとおりである。

使用する用語	用語の定義
買受人(受注者又は丙)	契約を締結した者
電力受給	企業局が買受人に電力を供給すること
予定売電電力量	月平均可能電力量の至近 15 箇年平均値から、所内消費
	電力量を差し引き、さらに定期点検作業及び発電停止予
	定が5日以上の設備停止作業による減少分を控除した
	電力量
電力量料金	企業局が供給した電力量に応じて買受人が企業局に支
	払う料金
買取単価 (電力量料金単価)	買受人が企業局に支払う電力量料金の単価
	(電力量料金÷予定売電電力量)
電力需給	買受人が県庁舎及び浄水場に電力を供給すること
県庁舎の電気料金	県庁舎が使用した電力及び電力量に応じて富山県が買
	受人に支払う料金
浄水場の電気料金	浄水場が使用した電力及び電力量に応じて企業局が買
	受人に支払う料金

## 5 提出資料

主な提出書類は以下のとおりである。

(1) 参加表明に関する提出書類

参加表明書

(様式第 3-1 号)

(2) 入札参加資格審査に関する提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

(様式第 3-2-1 号)

イ 入札参加資格確認書

(様式第 3-2-2 号)

# ウ 添付書類

# (3) 入札時の提出書類

ア 入札書 (様式第 4-1 号)

イ 価格算定書 (1/3) (2/3) (3/3) (様式第 4-2 号)

ウ 委任状 (様式第 4-3 号)

# 6 入札手続き及び日程

入札手続き	期間
入札説明書等の公表 (入札公告)	令和7年9月1日(月)から
入札説明書等(参加資格関連)に関する質問の受付	令和7年9月1日(月)から
	令和7年9月16日(火)
	午後5時まで
入札説明書等(参加資格関連以外)に関する質問の受	令和7年9月1日(月)から
付	令和7年9月24日(水)
	午後5時まで
入札説明書等(参加資格関連)に関する質問に対する	令和7年9月26日(金)まで
回答	
入札説明書等(参加資格関連以外)に関する質問に対	令和7年10月8日(水)まで
する回答	
守秘義務の遵守に関する誓約書の提出	令和7年9月1日(月)から
	令和7年10月3日(金)
	午後5時まで
入札参加資格確認申請書の提出	令和7年9月1日(月)から
	令和7年10月3日(金)
	午後5時まで
入札参加資格の確認の通知	令和7年10月14日(火)まで
入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求	令和7年10月14日(火)から
	令和7年10月17日(金)
	午後5時まで
理由の説明の要求に対する回答	令和7年10月24日(金)まで
入札期間	令和7年11月13日(木)から
	令和7年11月18日(火)
	午後5時まで
	(最終日は正午まで)
開札	令和7年11月19日(水)
	午前 10 時 00 分から
契約の締結	令和7年12月(予定)

# 7 入札説明書等の配布

令和7年9月1日 (月) から、富山県のホームページへの掲載により、入札説明書等を公表するものとする。

https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html

## 8 入札手続き

(1) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に関する質問については、次のとおり参加資格に関連する事項と、それ 以外を、それぞれ別の期間において受付のうえ回答する。

#### ア 受付期間

(ア) 参加資格に関連する事項

令和7年9月1日(月)から令和7年9月16日(火)まで 富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定 する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで に、担当部署に必着すること。

(イ) 参加資格関連以外に関連する事項

令和7年9月1日(月)から令和7年9月24日(水)まで 休日を除く午前8時30分から午後5時までに担当部署に必着すること。

#### イ 提出方法

質問がある場合は、様式集及び記載要領に定める質問書に質問内容を記載し、ウに掲げる電子メールアドレスに質問書 (Microsoft Excel 及び PDF) を添付してメール送信すること。また、送信後には担当部署に電話で企業局が受信したことを確認すること。

なお、上記以外の方法(電話など)による質問は受け付けないものとする。

#### ウ提出先

担当部署:富山県企業局経営管理課管財係

(連絡先)

〒930-0094 富山市安住町2番14号(北日本スクエア北館10階)

電話番号 076-444-2139

電子メールアドレス akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp

#### エ 回答方法

入札説明書等に関する質問及び回答は、令和7年10月8日(水)までに富山県のホームページに掲載する。質問及び回答は、質問者名を伏せた上で掲載する予定であり、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問を行うこと。

https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html

### (2) 守秘義務対象資料の配布

本売電に係る条件付き一般競争入札に関する事項の検討を目的(以下「本目的」という。)として、守秘義務対象資料(発電停止予定、月別の売電電力量実績、電力量達成率、1時間毎の売電電力量実績等)の配布を求める者は、次のとおり様式集及び記載要領に定める守秘義務の遵守に関する誓約書と資料の送付先の電子メールアドレスを記載した書類を次のとおり提出すること。

企業局は、守秘義務の遵守に関する誓約書を受理した後、内容を確認次第、守秘義務

対象資料を電子メールに添付し個別に送付する。

貸与を受けた資料 (これらの複製物含む) は、本目的のために遂行する業務が終了した時点又は令和7年12月12日(金)のいずれか早い日までに自らの責任において廃棄・消去すること。また、企業局が要求した場合、廃棄・消去に係る証明書を提出すること。

## ア 守秘義務の遵守に関する誓約書の受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年10月3日(金)まで

休日を除く午前8時30分から午後5時まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)に担当部署に必着すること。

### イ 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

## ウ 提出先

担当部署

### (3) 入札参加資格確認に関する手続き

入札参加者は、様式集及び記載要領で定める入札参加資格確認申請書を次のとおり提出し、企業局の入札参加資格確認を受けなければならない。

なお、入札参加者から提出された入札参加資格申請書に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認を求める場合がある。

## ア 受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年10月3日(金)まで

休日を除く午前8時30分から午後5時まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)に担当部署に必着すること。

### イ 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

#### ウ 提出先

担当部署

### エ 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和7年10月14日(火)までに、電子メールに添付することで、個別に通知する。また、原本は郵送する。なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札に参加することができない。

### オ 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (ア) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由 について説明を求めることができる。
- (4) (7)の理由の説明の要求は、令和7年10月14日(火)から令和7年10月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、担当部署において受け付けるものとする。

(ウ) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和7年 10 月 24 日(金)までに、文書により行うものとする。

## (4) 入札期間等

入札期間並びに開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

#### ア 入札期間

令和7年11月13日(木)から令和7年11月18日(火)まで 休日を除く午前8時30分から午後5時まで(持参の場合は正午から午後1時ま での時間を除く。)担当部署に必着すること(最終日は正午まで)。

#### イ 提出方法

持参又は書留郵便等発送の記録が残る方法により提出すること。

ウ 提出先

担当部署

エ 開札日時

令和7年11月19日(水)午前10時00分

才 開札場所

担当部署

#### (5) 入札の方法等

- ア 入札書は、二重封筒とし、入札書、審査の結果「資格有り」とされた入札参加資格確認通知書の写し及び委任状(代表者以外の名前で入札する場合)を中封筒に入れて封かんのうえ、当該中封筒の封皮に、入札参加者の商号又は名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「令和7年11月19日開札 富山県営水力発電所6箇所の売電及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力調達 入札書在中」と朱書するとともに、入札書に記載する金額の算定根拠を示す書面(以下「価格算定書」という。)を別の中封筒に入れたうえで、外封筒の封皮に「令和7年11月19日開札 富山県営水力発電所6箇所の売電及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力調達 入札書及び価格算定書在中」と朱書すること。封皮に「入札書在中」の表示のない場合、当該者の入札を無効とする。
- イ 代表者以外の名前で入札する場合は、入札書に会社名・代表者名とともに、その下に「上記代理人○○○○」と記入し、受任した人の印を押すこと。(押印のない入札書は無効とする。)(委任状のない場合は、入札書は無効とする。)
- ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- エ 入札金額は、電力量料金から県庁舎及び浄水場の電気料金を差し引いた金額を記入 すること。
  - (ア) 電力量料金は、別紙「富山県営水力発電所6箇所の売電に係る仕様書」4(2)に 定める各月の予定売電電力量を基に算定した月ごとの料金の合計とすること。
  - (4) 県庁舎の電気料金は、別紙「富山県庁舎の電力調達に係る仕様書」3に定める予定使用電力及び各月の予定使用電力量を基に算定した月ごとの料金の合計とす

ること。

- (ウ) 浄水場の電気料金は、別紙「和田川浄水場の電力調達に係る仕様書」3に定める 予定使用電力及び各月の予定使用電力量を基に算定した月ごとの料金の合計と すること。
- (エ) 落札金額は、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 価格算定書には、電力量料金、県庁舎及び浄水場の電気料金の算定根拠を記載すること。
- カ 価格算定書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、価格算定書の 内容に不備がある場合、当該者の入札を無効とする。
- キ 入札参加者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (6) 再入札

ア 開札の結果、入札金額について、予定価格以上の入札がないときは、入札金額の最 高金額を示し、再入札を行うものとする。

開札の結果、入札金額の最高金額は予定価格以上であるが、次の要件をすべて満た す入札がないときは、入札金額の最高金額、要件を満たさない項目及びその金額を 示し、再入札を行うものとする。

- (ア) 電力量料金が、企業局が設定した最低価格(非公表)以上であること。
- (イ) 県庁舎の電気料金が、富山県が設定した最高価格(非公表)以下であること。
- (ウ) 浄水場の電気料金が、企業局が設定した最高価格(非公表)以下であること。
- イ 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。ただし、初 回の入札が無効となった者及び初回の入札で失格となった者を除くものとする。再 入札の回数は原則として1回を超えないものとする。再入札をするもさらに落札者 がいないときは、再入札で入札金額の最高金額を提示した入札参加者と見積りに移 行するものとする。
- ウ 再入札通知書は、令和7年11月19日(水)午後5時までに電子メールに添付する ことで、個別に通知する。また、原本は郵送する。
- エ 再入札における入札書の提出期間

再入札通知書を受領したときから令和7年11月27日(木)まで 休日を除く午前8時30分から午後5時まで(持参の場合は正午から午後1時ま での時間を除く。)担当部署に必着すること(最終日は正午まで)。

オ 再入札の開札日時

令和7年11月28日(金)午前10時00分より

# (7) 落札者の決定方法

- ア 参加資格を有する入札参加者のうち、次の要件のすべてを満たし、入札金額が最高 の金額をもって入札した者を落札者とする。
  - (ア) 電力量料金が、企業局が設定した最低価格(非公表)以上であること。
  - (4) 県庁舎の電気料金が、富山県が設定した最高価格(非公表)以下であること。
  - (ウ) 浄水場の電気料金が、企業局が設定して最高価格(非公表)以下であること。

- イ 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした入札参加者が2者以上ある ときは、当該同価の参加者についてくじを行い、落札者を決定する。
- ウ 契約の締結に当たり、電力受給契約は、落札価格の算定根拠となった買取単価をもって契約単価とし、電力需給契約は、落札価格の算定根拠となった各々の基本料金 単価及び従量料金単価をもって契約単価とする。
- エ 落札者決定後、落札者の名称及び落札金額を公表する。
- オ 契約締結後、入札参加者及び落札者の名称、入札金額、電力量料金、県庁舎及び浄水場の電気料金を公表する。

#### (8) 入札の中止等

企業局は、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、入札を延期又は中止することがある。

この場合、企業局は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、 この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

## (9) 入札参加の辞退

入札参加を辞退する場合は、様式集及び記載要領で定める入札辞退届を次のとおり担当部署に提出すること。

### ア 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

#### イ 提出先

担当部署

# 9 入札条件

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

## (2) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

## (3) 契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、その翌日から起算して7日(休日除く。)以内に契約を締結するものとする。
- イ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- ウ 契約書は、契約書(案)のとおり。
- (4) 電力受給契約に係る契約保証金(以下「契約保証金①」という。)
  - ア 契約保証金①の納付金額は、落札価格の算定根拠となった電力量料金(1円未満の端数は切り捨て)の100分の10に相当する額以上の額とする。ただし、申請により契約保証金①の納付の免除を受けた場合は、この限りではない。
  - イ 落札者は、契約保証金①を現金で企業局が発行する納入通知書により落札決定を通 知した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、納付しなければならない。

- ウ 受注者が契約上の義務を履行しないときは、受注者が納付した契約保証金①は企業 局に帰属する。
- エ 受注者が契約上の義務をすべて履行したことを企業局が確認し、かつ、契約が終了 したときは、受注者の請求により、納付された契約保証金①は無利息で還付する。
- オ 契約保証金①の納付の免除を受けようとする落札者は、落札決定の通知をした日の 翌日から起算して4日以内(休日を除く。)に申請しなければならない。
- カ 契約保証金①の免除の条件は、次のとおりとする。
  - (ア) 落札者が、保険会社との間に企業局を被保険者とする履行保証保険契約を締結 したとき。なお、履行保証保険契約については、定額補填方式とする。
  - (4) 落札者が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。なお、この場合における過去2年の間並びに種類及び規模等については、次のとおりとする。
  - ・ 「過去2年の間」は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお、電力受給に関する契約について受給期間に令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間が含まれた複数年等長期契約も可とする。
  - ・ 「種類及び規模」は、電力受給契約を締結し、1年当たり本案件の予定売電電力量149,100,000kWh以上を購入したものとする。なお、国又は地方公共団体と複数の電力受給に関する契約を締結している場合は、その契約の合計買取電力量でも可とする。
  - ・ 「履行」とは、電力量料金の支払が完了していることである。なお、電力受給 に関する契約について複数年等長期契約を締結している場合、令和7年3月31 日までの電力量料金の支払いが完了していれば可とする。
- キ 契約保証金①の納付の免除の承認を受けた落札者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通知書の写しを添付しなければならない。
- (5) 県庁舎の電力需給契約に係る契約保証金(以下「契約保証金②」という。)
  - ア 契約保証金②の納付金額は、落札価格の算定根拠となった県庁舎の電気料金(1円未満の端数は切り捨て)の100分の10に相当する額以上の額とする。ただし、申請により契約保証金②の納付の免除を受けた場合は、この限りではない。
  - イ 落札者は、契約保証金②を現金で富山県が発行する納入通知書により落札決定を通 知した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、納付しなければならない。
  - ウ 受注者が契約上の義務を履行しないときは、受注者が納付した契約保証金②は富山 県に帰属する。
  - エ 受注者が契約上の義務をすべて履行したことを富山県が確認し、かつ、契約が終了 したときは、受注者の請求により、納付された契約保証金②は無利息で還付する。
  - オ 契約保証金②の納付の免除を受けようとする落札者は、落札決定の通知をした日の 翌日から起算して4日以内(休日を除く。)に申請しなければならない。
  - カ 契約保証金②の免除の条件は、次のとおりとする。
    - (ア) 落札者が、保険会社との間に富山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結 したとき。なお、履行保証保険契約については、定額補填方式とする。
    - (4) 落札者が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。なお、この場合における過去2年の間並びに種類及び規模等については、次のとおりとする。

- ・ 「過去2年の間」は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお、電力需給に関する契約について需給期間に令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間が含まれた複数年等長期契約も可とする。
- ・ 「種類及び規模」は、電力需給契約を締結し、1年当たり本案件の予定使用電力量の合計と同程度(6,300,000kWh)以上を供給したものとする。なお、国又は地方公共団体と複数の電力需給に関する契約を締結している場合は、その契約の合計供給電力量でも可とする。
- ・ 「履行」とは、電力の供給が完了していることである。なお、電力需給に関する契約について複数年等長期契約を締結している場合、令和7年3月31日までの電力の供給が完了していれば可とする。
- キ 契約保証金②の納付の免除の承認を受けた落札者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通知書の写しを添付しなければならない。
- (6) 浄水場の電力需給契約に係る契約保証金(以下「契約保証金③」という。)
  - ア 契約保証金③の納付金額は、落札価格の算定根拠となった浄水場の電気料金(1円 未満の端数は切り捨て)の100分の10に相当する額以上の額とする。ただし、申請 により契約保証金③の納付の免除を受けた場合は、この限りではない。
  - イ 落札者は、契約保証金③を現金で企業局が発行する納入通知書により落札決定を通 知した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、納付しなければならない。
  - ウ 受注者が契約上の義務を履行しないときは、受注者が納付した契約保証金③は企業 局に帰属する。
  - エ 受注者が契約上の義務をすべて履行したことを企業局が確認し、かつ、契約が終了 したときは、受注者の請求により、納付された契約保証金③は無利息で還付する。
  - オ 契約保証金③の納付の免除を受けようとする落札者は、落札決定の通知をした日の 翌日から起算して4日以内(休日を除く。)に申請しなければならない。
  - カ 契約保証金③の免除の条件は、次のとおりとする。
    - (ア) 落札者が、保険会社との間に企業局を被保険者とする履行保証保険契約を締結 したとき。なお、履行保証保険契約については、定額補填方式とする。
    - (4) 落札者が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。なお、この場合における過去2年の間並びに種類及び規模等については、次のとおりとする。
    - ・ 「過去2年の間」は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお、電力需給に関する契約について需給期間に令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間が含まれた複数年等長期契約も可とする。
    - ・ 「種類及び規模」は、電力需給契約を締結し、1年当たり本案件の予定使用電力量の合計と同程度(6,300,000kWh)以上を供給したものとする。なお、国又は地方公共団体と複数の電力需給に関する契約を締結している場合は、その契約の合計供給電力量でも可とする。
    - ・ 「履行」とは、電力の供給が完了していることである。なお、電力需給に関する契約について複数年等長期契約を締結している場合、令和7年3月31日までの電力の供給が完了していれば可とする。
  - キ 契約保証金③の納付の免除の承認を受けた落札者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通知書の写しを添付しなければならない。

## (7) 契約の締結等

- ア 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- イ 受注者が企業局に支払う毎月の電力量料金は、企業局から受注者に供給する電力量に落札価格の算定根拠となった買取単価(電力量料金単価)を乗じて得た金額(1 円未満の端数は切り捨て)に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額(1 円未満の端数は切り捨て)とする。
- ウ 富山県が受注者に支払う毎月の電気料金は、県庁舎の使用電力に落札価格の算定根拠となった基本料金単価を乗じて得た金額(ただし、力率割引又は割増して得た額)に、県庁舎の使用電力量に落札価格の算定根拠となった従量料金単価を乗じて得た金額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨て)に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金(1円未満の端数は切り捨て)を加えた額とする。

なお、燃料費及び市場価格の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

エ 企業局が受注者に支払う毎月の電気料金は、浄水場の使用電力に落札価格の算定根拠となった基本料金単価を乗じて得た金額(ただし、力率割引又は割増して得た額)に、浄水場の使用電力量に落札価格の算定根拠となった従量料金単価を乗じて得た金額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨て)に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金(1円未満の端数は切り捨て)を加えた額とする。

なお、燃料費及び市場価格の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

#### 10 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札
- (5) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
- (6) 指定された日時までに指定された場所に入札書が到達しなかった入札
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) その他入札に関し不正行為があった者のした入札

## 11 その他

電子メールアドレスに提出書類を添付して送信する場合、富山県のセキュリティ対策により、添付された提出書類が自動的に削除される場合がある。その場合は担当部署の指示に従うものとする。

なお、上記の指示まで時間を要する場合があるため、十分余裕を持って送信を行うこと。